

有給休暇取得義務化の実務対応

2019年4月よりすべての企業において従業員に対し「年5日の年次有給休暇の確実な取得」が義務化となりました。
 セミナーでは、年次有給休暇の義務化により対象となる従業員や企業が守らなければいけないルール等を解り易く解説いたします。
 また、時間外労働の上限規制や政府が勧める「働き方改革関連法」についても解説いたします。

日時 令和元年10月9日(水) 13:30~15:50
 (受付開始 13:10)

場所 新川文化ホール 201研修室

講師 社会保険労務士法人 かがやき富山
 社会保険労務士 中土 政英

料金 無 料

定員 30名 アシステム税理士法人のお客様限定 (定員となり次第締切させていただきます)



下記をご記入の上、
 F A Xにてお申込みください

FAX : 0765-24-6500

参加 申込書	貴社名	
	TEL	
	参加者氏名	